

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う地域包括支援センター運営事業の実施状況について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、2021年度の地域包括支援センター運営事業の取扱いについて、下記のとおり報告いたします。

1 運営事業の取扱い方

(1) 緊急事態宣言の期間

- ア 市民等からの各種相談は、窓口対応・訪問対応を含め、十分な感染対策を講じたうえで通常通り実施する。
- イ 地域包括支援センター主催の講座やイベントは行わない。
- ウ あんしん相談室は、相談業務のみとし、地域への開放（不特定多数の方が滞在したり交流したりする、いわゆる「サロン」利用）は行わない。

(2) まん延防止等重点措置の期間

- ア 市民等からの各種相談は、窓口対応・訪問対応を含め、十分な感染対策を講じたうえで通常通り実施する。
- イ 地域包括支援センター主催の講座やイベントは、十分な感染対策を講じたうえで実施する。ただし、夜間は実施しない。
- ウ あんしん相談室の地域への開放（不特定多数の方が滞在したり交流したりする、いわゆる「サロン」利用）は可とするが、十分な感染対策を講じたうえで行う。

2 実施状況

期間	緊急事態宣言等	総合相談業務	講座・イベント	あんしん相談室のサロン利用
4/1～4/11	なし	○	○	○
4/12～4/24	まん延防止等重点措置	○	○ (夜間×)	○
4/25～6/20	緊急事態宣言	○	×	×
6/21～7/11	まん延防止等重点措置	○	○ (夜間×)	○
7/12～9/30	緊急事態宣言	○	×	×
10/1～1/20	なし	○	○	○
1/21～3/21	まん延防止等重点措置	○	○	○
3/22～3/31	なし	○	○	○